

甲州市景観計画

太陽光発電設備設置行為に対する景観形成の手引き

甲州市都市整備課
平成27年5月

1. 太陽光発電設備設置行為に対する景観形成の方針

甲州市景観計画（平成24年12月策定）の基本理念として、「甲州市らしい伝統的な建築様式や暮らしの景観等を継承しつつ、産業の振興とともに、新たに美しく質の高い景観を創造していくことを目指します」としており、やまやまに囲まれた自然景観と、果樹園の広がる当市特有の農村景観を活かし、創造することを掲げています。

また、太陽光をはじめとする、自然再生エネルギーの積極的活用は市の環境政策としても、温室効果ガス排出量の削減のため、推進すべきものの一つでもあります。

しかしながら、眺望点からの俯瞰景観や、果樹園が一面に広がる農村景観の中に、太陽光発電設備が点在することは良好な景観の大きな阻害要因になることが予想されます。

このような中、当市としては、良好な景観を保全、育成していくため、景観条例により一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合には、届出対象行為に位置付けることにしました。

特に、山林や農地への太陽光発電設備の設置はなるべくしないよう、皆さんに理解いただくとともに、設置方法等についても周囲の景観に調和した設置になるよう協議を行ないます。

2. 太陽光発電設備設置行為の届出対象

太陽光発電設備（土地に自立若しくは支柱を立てて設置するものに限る。）の、ソーラーパネルの表面積の合計が300平方メートルを超える設置行為を届出対象とし、設置に伴う付属設備も協議の対象とします。

3. 太陽光発電設備設置行為の制限及び推奨の内容

●設置位置及び設置方法等

◇設置位置

- ① 尾根線上、丘陵地、高台への設置は避ける。
- ② 自然景観及び農業景観の保全のため、山林及び農地への設置はなるべく避けるようにする。
- ③ 景観形成重点地区の候補地周辺への設置は出来る限り行なわないようにする。

- ④ 主要な眺望点からの俯瞰や山々の眺望を阻害する場所への設置についても、出来る限り行わないようにする。

◇設置方法等

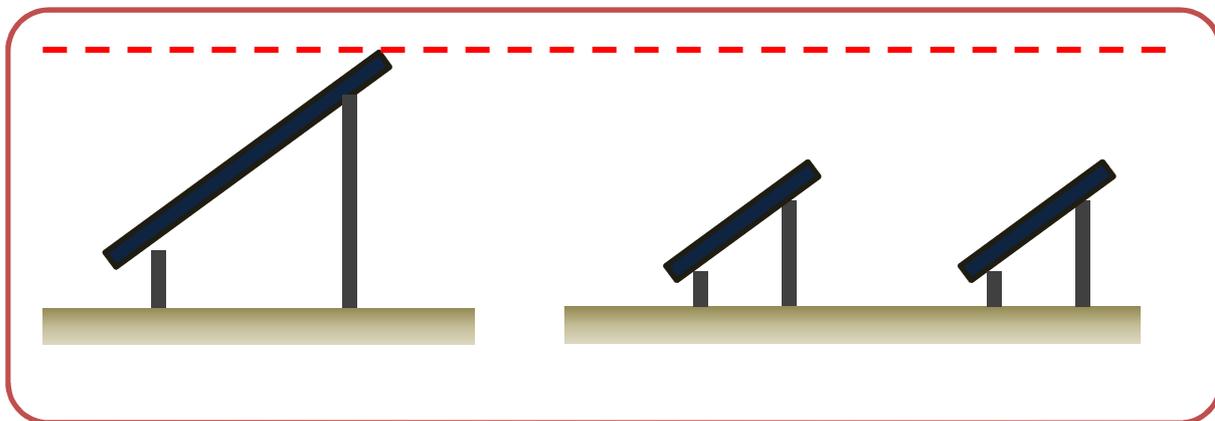
- ① 太陽光発電施設の最上部は限り低くして周辺景観に馴染むようにする。
- ② 歩行者及び周辺の景観に影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施すようにする。
- ③ 道路等から見た場合に周辺の景観を阻害しないよう、分割して小さなブロックの配置にするなどの配置の工夫や、植栽等により修景を施すようにする。
- ④ 歴史的、文化的に価値の高い施設及びその周辺から望見できないようにする。
- ⑤ 景観上重要な施設等を見た場合に阻害しないようにする。
- ⑥ 木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限にする。
- ⑦ 景観上重要な拠点については、電線類地中化等を施す。

※ 景観上重要な施設等を見た場合に阻害となる例



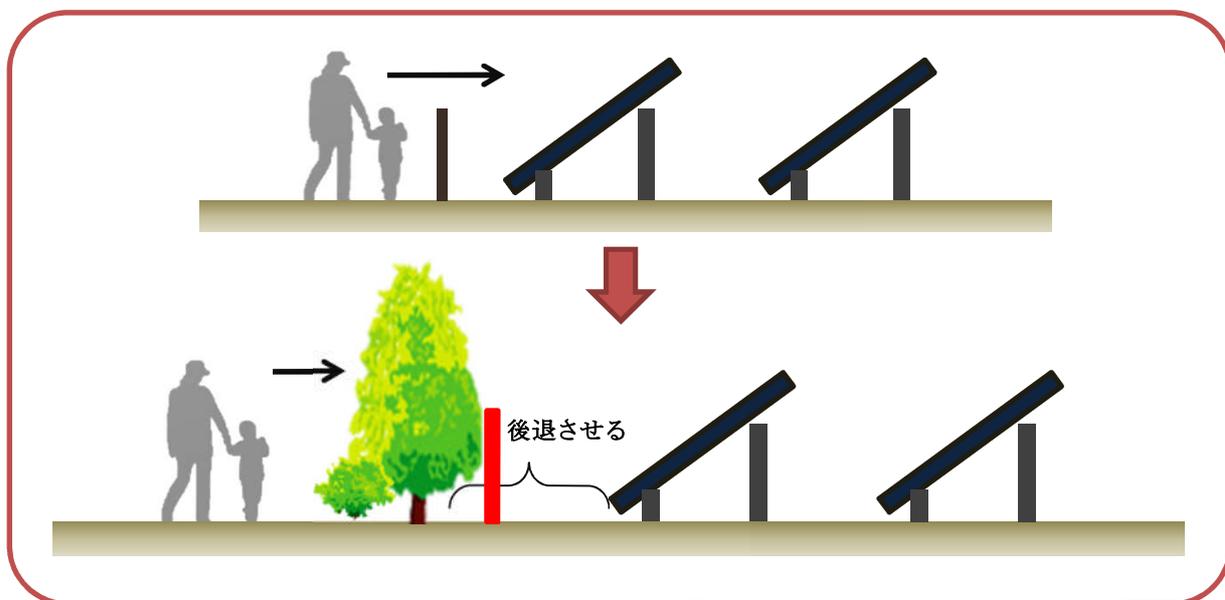
例示1

※ 高さを低くすることにより周囲への影響を抑える。



例示2

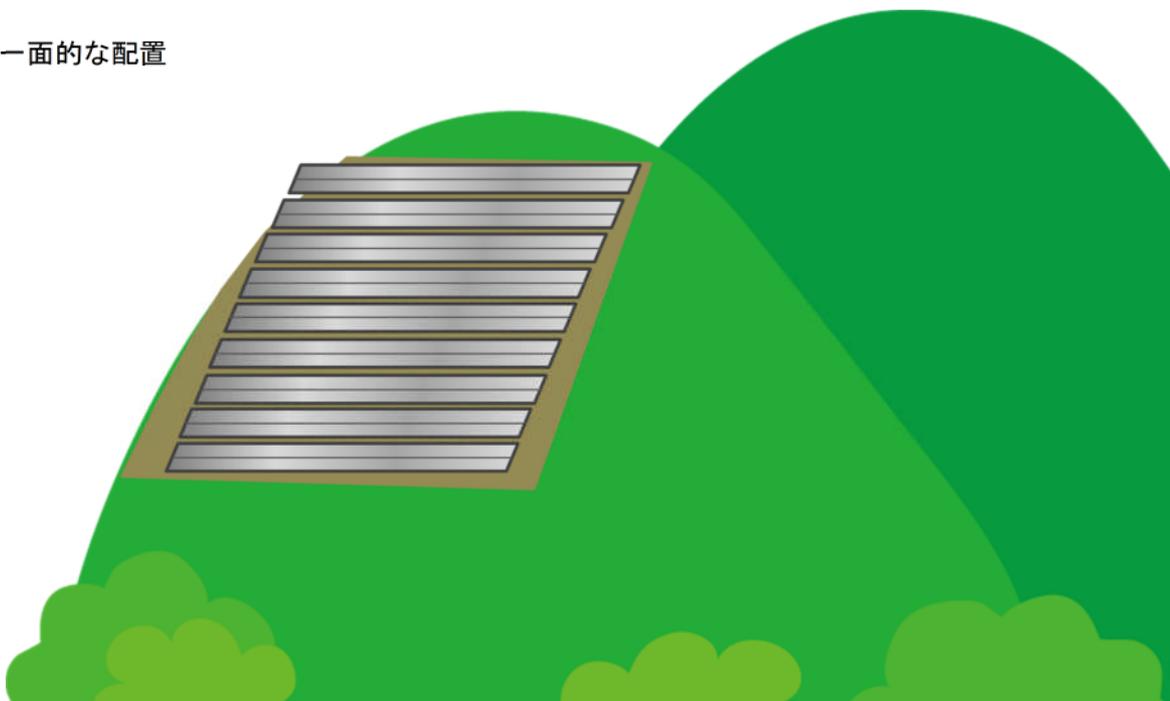
※ 道路等から後退させたり、植栽により目立たなくする。



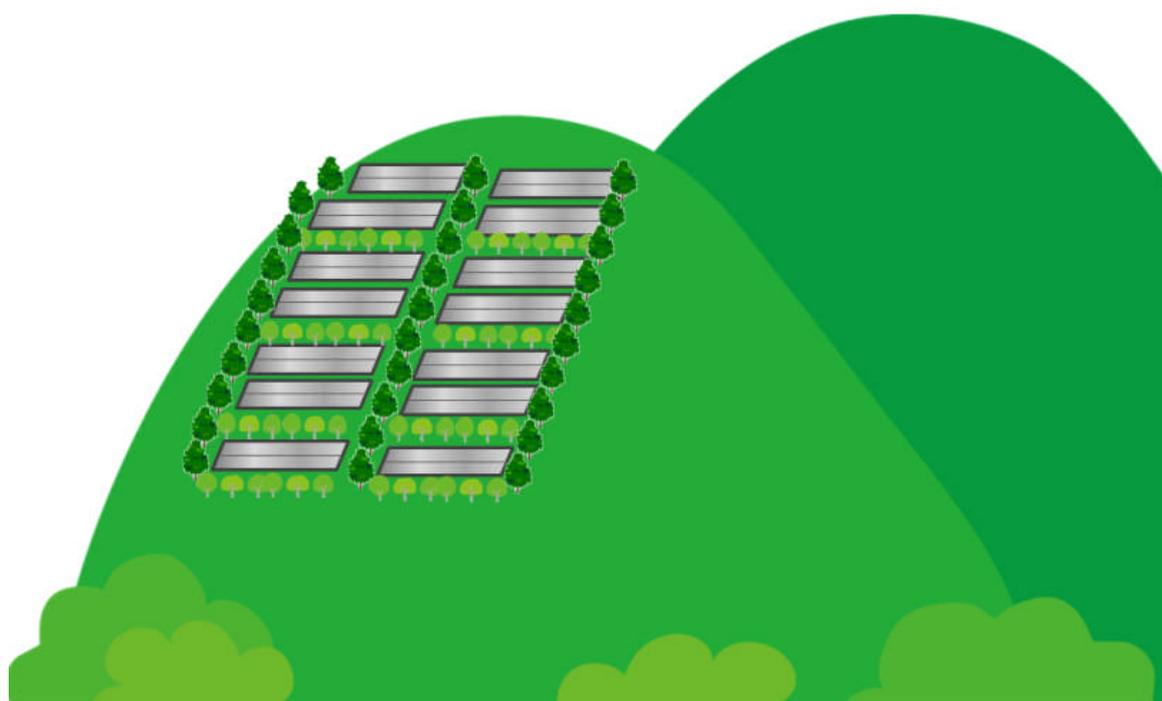
例示3

- ※ 分散させることにより、圧迫感を軽減する。
- ※ 設置地面を緑化し目立たなくする。
- ※ 植栽を行い周辺に配慮する。

■ 一面的な配置



■ 分散させた配置



●色彩

- ① ソーラーパネルの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
推奨色：ダークブラウン、ダークグレー
- ② ソーラーパネルの発電面は、低反射で、模様が目立たないものを使用する。また、文字等の表記はしない。
- ③ ソーラーパネルのフレームの色彩は、基本的にはパネル部分と同色とし、素材は低反射のものとする。
- ④ パワーコンディショナーや分電盤及びフェンス等の付属施設の色彩も、基本的にはソーラーパネル等と同色とする。

例示

■推奨するパネル



■好ましくないパネル



*青色がつよい



*青色が強く結晶が目立つ



*2色が混同して目立つ



*赤みがつよい



*模様が目立つ

4. その他

① 甲州市太陽光発電設備設置指導要綱

「甲州市太陽光発電施設設置指導要綱」を平成27年1月30日に策定しました。その要綱による協議が整っていることが前提となります。

② 景観形成重点地区及び重要眺望点について（別紙図1参照）

甲州市景観計画において、景観形成重点地区の設定及び重要眺望地点の設定を行なっていくこととしています。

今後、上記の地区、地点になりうるところについては、特に景観保全が必要になるので、太陽光発電設備の設置及び周辺景観との調和に対してより留意します。

③ 伝統的建造物群保存地区について（別紙図1参照）

文化財保護法及び都市計画法により指定された、伝統的建造物群保存地区については、「甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例」第4条第1項(4)の規定により市長及び教育委員会の許可を得ることとなります。

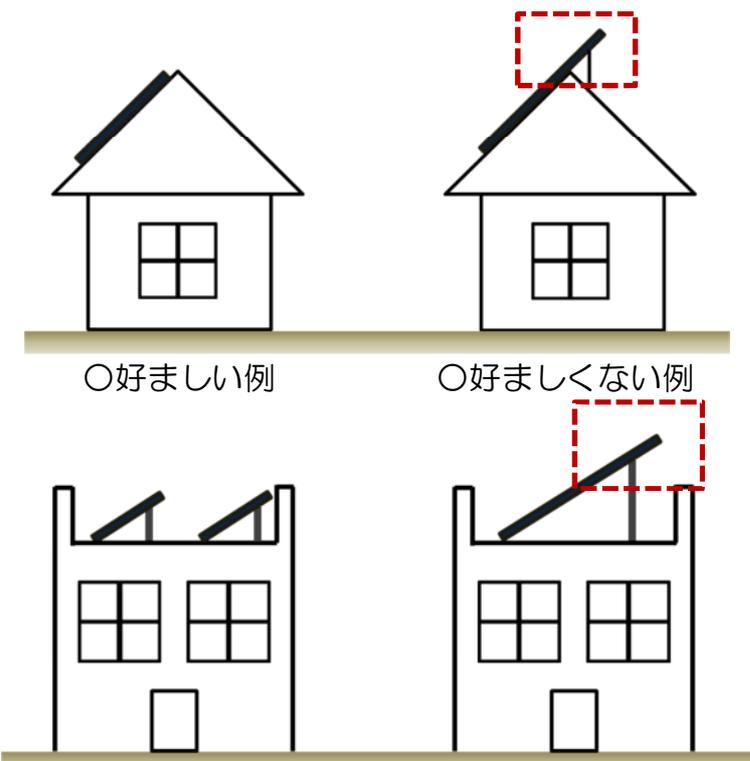
④ 建築物の屋根を使用又は、屋上に設置する場合

建築物の屋根を使用したり、屋上に設置する場合は、建築物の一部とみなし、建築物の届出対象行為に該当する高さを超える場合には、届出の対象となります。

また、届出の対象とならない場合も次の点に配慮するよう周知を行いません。

■ 建築物に該当する場合の留意事項

色 彩	・ソーラーパネルの色彩は、屋根などと一体に見える色相とし、明度・彩度の低いものか、黒色、濃紺色などで、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを使用しましょう。
設置等	・勾配屋根に設置する場合は最上部が建築物の最上部を超えないように設置し屋根と一体化させましょう。 ・陸屋根に設置する場合は最上部を出来るだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させましょう。

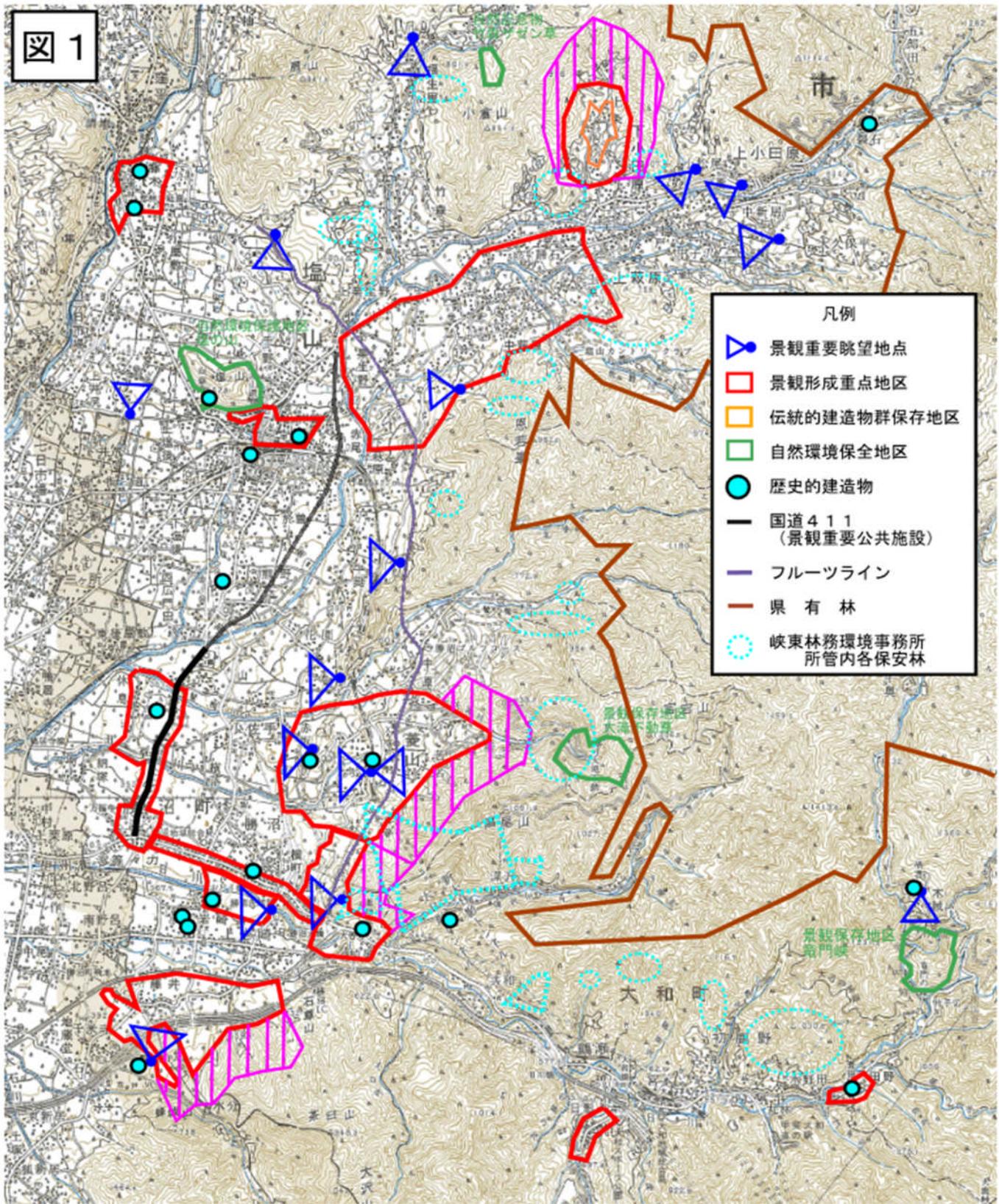
	<p>例示</p>  <p>○好ましい例 ○好ましくない例</p> <p>○好ましい例 ○好ましくない例</p>
<p>付 属 施 設 等</p>	<p>建築物と一体化させるか、道路などから見えない位置に設置しましょう。それが困難な場合には、壁面と同系色にするなど目立たないようにしましょう。</p>

5. 景観法及び景観条例の位置づけ

「甲州市景観条例」において、工作物と位置づけることにより景観法上の特定届出行為となります。

これにより、景観法の罰則規定が適用されるようになります。

図 1





甲州市都市整備課 計画指導・景観担当
〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1
Tel.0553-32-5072 (課直通)

